



ロータリーの綱領

Object of Rotary

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

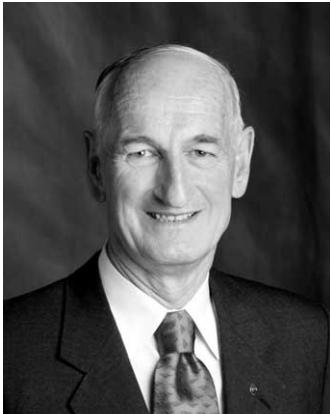
Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

目 次

ロータリーの綱領

R. I. 会長の横顔.....	1
R. I. 第 2730 地区ガバナーの横顔.....	4
会長挨拶.....	10
幹事挨拶.....	11
年間行事予定表.....	12
理事役員及び委員会名簿.....	16
クラブ概況報告.....	17
委員会報告.....	22
鹿児島西ロータリークラブ定款.....	33
細則.....	44
慶弔規定.....	56
奨学金制度要綱.....	57
職業分類表.....	58
会員名簿.....	68

RI会長



2006–2007年度 国際ロータリー会長
ウイリアム B.ボイド氏

PROFILE

ニュージーランド、オークランド市、ホーウィック
2005–2006年度 国際ロータリー会長エレクト
1999–2000年度 国際ロータリー財務長
1998–2000年度 国際ロータリー理事
1983–1984年度 地区ガバナー

ウイリアム B・ボイド氏は、ゼネラル・マネジャーを務めたニュージーランドの最大手雑誌配給会社、ゴードン・アンド・ゴッチ・マガジン社を1995年に退職しました。ボイド氏は現在、New Zealand's Trees for Survival Trust および June Gray Trust の理事、ならびに全国腎臓財団および知的障害者協会のRI代表を務めています。また氏は、長老教会の経験豊かな青少年指導者およびボイスカウト公認指導者を務める他、31年間ラグビーの審判としても活躍してきました。また、ロータリー地域雑誌「ロータリー・ダウン・アンダー」委員会委員長として奉仕しました。

1971年来のロータリアンであるボイド氏は、現在パクランガ・ロータリー・クラブの会員です。国際ロータリーでは、地区ガバナー、研修リーダー、国際協議会モディレーター、委員会委員および委員長（ニュージーランド・ポリオ・プラス委員会副委員長を含む）、ポリオ・プラス・パートナー副コーディネーター補佐、実行グループのゼネラル・コーディネーター補佐、ロータリー情報顧問、ロータリー財団地域コーディネーター、RI理事および財務長を歴任しました。会長エレクトは、ロータリー財団功労表彰状および特別功労賞の受賞者でもあります。氏はまた、「ロータリー・ダウン・アンダー」から功労賞を授与されました。

ボイド氏と夫人のローナさんは、現在ニュージーランド、オークランド市のホーウィックに在住しており、お二人の間には2人の息子さんと2人の娘さん、そして10人のお孫さんがいます。

2005年7月

2006-2007年度 RIテーマ

率先しよう

RI会長からのメッセージ



ロータリーは、個々の部分の集まりである以上の存在です。クラブや地区の活動、奨学金や交換活動、大規模で多様な人道的プロジェクトなど、ロータリーのすべてのプログラムは、それぞれ目的を異にしています。世界中のどの2つのクラブをとっても同じではなく、このような多様性こそが私たちの強みとなっているのです。

世界中のどこにでも、より良い未来を築くことが可能だということ、そして、寛容の精神、違いに対する容認、高い倫理的価値は、成功への障壁ではなく、むしろ成功へ至る道なのだとということを、私たちは共に世界に示していきます。

倫理的課題が山積みとなっている今日の世界においては、平和の構築にとって、国家間の協力と違いに対する容認が不可欠です。そんな中にあり、ロータリーは、人々が切に必要としている決然とした高潔さ、国際的な協力、ボランティア精神の模範を示しています。

2006・07 ロータリーフィー年度の私のテーマ、「率先しよう」は、ロータリアンが世界を変える力を持っているという私の信念を表しています。親睦と奉仕を通じて明るい未来をもたらすために、120万人のロータリアンが力を合わせて率先していくのです。

今日の世界は、スターではなく、真の英雄を必要としています。ロータリーにいる私たちは皆、多忙な日々を送りながらもベストを尽くそうとする普通の人々です。私たちは、幾千にも異なる方法で、世界をより良く、より健全かつ安全にするために黙々と活動しています。私たちロータリアンは、奉仕を選ぶ際に、感情のなすがままではなく、実用と必要性に基づいて立ち上がらなければならないと私は強く信じています。真のニーズが何であるかを見極め、柔軟で協力的な姿勢で活動に臨まなければなりません。ロータリーの奉仕は一方通行であってはなりません。すべてのプロジェクトは、私たちが援助する人々と協同して行わなければならないのです。

世界中には、数え切れないほどの途方もなく大きなニーズが存在します。ロータリアンとしてそれらすべてを満たしたいと思うのは当然のことですが、同時に私たちは実用性を重んじ、最も必要とされているところに努力を注いでいかなければならないことを心得ています。このことを踏まえて、私は、水保全、識字率向上、保健および飢餓、ロータリー家族を、2006・07年度の強調事項として選びました。

ロータリーの外では、発展途上地域で清潔で安全な飲み水が不足しているという事実に対する認識があまりに低いのが現状です。もし、自然災害が1日に6千人の5歳以下の子供の命を奪ったとしたら、それは新聞の一面記事となるでしょう。しかし、水系伝染病によって、毎日、6千人の子供が命を失っている事実を知る人は少ないのです。こ

のような問題は、地元での小規模なプロジェクトを通じて、非常に効果的に取り組むことができまし、長年にわたってロータリーのプロジェクトが取り上げ、成果を収めました。私は、ロータリー世界各地のクラブや地区に、この活動を引き続き展開し、必要とされている場所ならどこででも、一つ一つの地域社会に、清潔な飲み水をもたらすために活動していただけるよう奨励いたします。

本好きな家庭に生まれ育った私にとって、識字能力は大変重要であり、識字能力が社会にもたらす恩恵は測り知れないほど大きなものであると考えています。識字能力は、国家における民主主義、安定、繁栄の必要条件です。それは、貧困の輪から抜け出す可能性、そして次世代により良い生活をもたらす可能性を秘めています。識字率向上は、多くのRI会長の優先事項となっていましたし、今後もそうあり続けなければなりません。

保健および飢餓は、ロータリー・クラブが地元で行っている活動の多くで取り上げられている問題です。これらのプロジェクトは、ロータリーの奉仕の中核であり、ポリオ・プラスという素晴らしい業績を生み出しました。私たちは、ポリオの撲滅が実現するまでこの活動を続け、また、ロータリーの名を世界中に知らしめている数多くの多様な保障プロジェクトや飢餓救済プロジェクトを今後も実施していくかなくてはなりません。

私は、今年度、再びロータリーファミリーを取り上げ、ロータリーファミリーのすべての人々に等しく思いやりの心を持つことを強調したいと思います。ロータリーの将来を健全に保つためには、青少年交換、インターナショナル・ローター・アクションといった青少年プログラムが不可欠です。これらのプログラムは、次世代に、誠実さ、寛容、無我の精神を育み、ロータリーの活動を助長するものです。ロータリーファミリーとその配偶者を思い遣ることで、ロータリーの結束力は一層強まります。

2006・07年度、ロータリーが各個人にもたらすことのできる可能性、そして各個人がロータリーにもたらすことのできる可能性を中心に取り組まれるよう、世界中のロータリアンにお願いしていく所存です。共に協力し、さらなる成功へ向けて「率先しよう」ではありませんか。また、引き続き真のニーズを特定し、地域社会や諸団体と協力しながら、これらのニーズが理想主義や夢想ではなく着実な努力と確かな知識に基づいた、実用的かつ持続可能な方法で取り組まれることをこの日で確かめていこうではありませんか。

私たちロータリアンは、より良い世界を夢見るだけでは十分でないことを知っています。より良い世界は、慎重な計画、誠実な協力、ひたむきな努力によってのみ実現するのです。

私たちロータリアンは、実現をただ待ち望むだけではありません。

共に、「率先しよう」のテーマを実践していきましょう。



ウイリアム B.ボイド
2006-2007年度 国際ロータリー会長



2006-2007年度第2730地区ガバナー

富 永 国 俊 (とみながこくしゅん)

生年月日 1941年4月1日

現住所 鹿児島県薩摩川内市向田町1040

ロータリー歴

所属クラブ	川内ロータリークラブ
職業分類	仏 教
1995年～1996年	川内ロータリークラブ会長
2005年～2006年	第2730地区ガバナー・エレクト
その他	マルチプル・ポール・ハリス・フェロー 第1回米山功労者 ロータリー米山記念奨学会 評議員

職 歴

1956年	曹洞宗 権大教師 南本山 焼香師
1973年	豊川閣 妙巌寺専門僧堂
1980年～現在	大本山永平寺 大本山絶持寺 端世 玉龍山福昌禪寺 普山結制 七十四世住職 ・兼務住職 正明山紜昭禪寺五世住職 (鹿児島県出水郡長島町平尾) ・科学歴史財団代表理事 ・フランシスコ・ザビエル奉贊会理事 ・薩摩明るい社会づくりの会(明社)会長 ・鹿児島県宗教者懇話会会长

国際ロータリー第2730地区2006-07年度地区活動方針書

ガバナー 富 永 国 俊

1. はじめに

第2世紀に入ったロータリーは、新しい組織でのスタートです。

今年度サンディエゴでの国際協議会でウイリアム・ビル・ボイドRI会長エレクトは、次のように言いました。

「ロータリアンとして私たちは、クラブや地域社会で行われてきた従来のやり方を惰性としてそのまま繰り返すことに満足しません。

私たちは現状維持に甘んじることなく、生じた問題に対して誰かが解決してくれるだろうなどと責任逃れをすることもありません。それどころか、解決しようじゃないかと、自ら先陣を切るのが私たちです。

より良い未来を築く技術と願望を備えているのが私たちです。そして、『率先しよう』と立ち上がるのが私たちなのです。

2006-07年度ロータリアンの皆さん『率先しよう』を実践して下さい。これが私のテーマであり、一つひとつ善行を成すことによって着実に世界を変えていくロータリアンの力に対する私の信念を表すものです。

すべてのロータリアンとすべてのロータリークラブに、活動と精力をもたらし、成果を生み出していただく必要があります。奉仕の方法を模索する中、各クラブは皆さんの支えを後ろ盾として感じができるはずです。

いかに率先すべきかをクラブに示すにあたっては、皆さんの激励とリーダーシップが、大きな違いをもたらしていくことでしょう。」

先般、国際協議会に出発する前にRI第2730地区・2006-07年度の地区運営に当たって「心の絆」を私の思いとしテーマといたしました。ロータリアンの一人ひとりの心の絆が結ばれた時、ボイド会長エレクトが提唱される「率先しよう」に収斂するのではないかでしょうか。家族の絆、友との絆、地域の人との絆そして会員同士の絆と身近な絆が結ばれてこそ、社会や国が活発に機能します。

私は、国際協議会2月19日（日曜日）の全宗教合同礼拝で佛教代表として世界に祈りの言葉を先導いたしました。

選んだ祈りの言葉は

ブッダン サラナン ガチャーミ

ダンマン サラナン ガチャーミ

サンガン サラナン ガチャーミ

佛陀は弟子たちに告げました。

「全ての国々へ行きなさい。そして、この教えを説きなさい。貧しい人も卑しい人も富める人も高貴な人も全てひとつであることを。あたかもたくさん川が海に注ぎ込むように全ての階級はこの教えの中に統合されることを多くの人々に話しなさい」

仏陀の教えは普遍的な慈愛とあらゆるものに対する愛です。それは、

「この世界において憎しみは憎しみによって解決しません。憎しみは愛によって鎮まります。そうして愛情によって怒りを鎮め、善い行動によって悪を克服しなさい。」

これは、正義と自制との理想です。

「争いにおいて一人が千人に勝つこともあります。しかし、自分自身に勝った者こそもっとも偉大な勝利者です。

人は生まれによるものではなく、行いによって卑しくなり、高貴な人にもなります。罪深い人でさえも責めるべきではありません。

罪深い行いをした人に対して誰が好き好んで悪口を言うのでしょうか。あたかも罪深い人の罪の傷の上にさらに塩をかけるようなことを」

他の罪の人に対する勝利そのものが不幸な結果を招きます。

祈りは、「超我の奉仕」の精神であります。

道義心のある人は自分の仲間に「最もよく奉仕する者は最も多く報いられる」と説かなくてはなりません。

日本のロータリーの創始者である米山梅吉氏も「ロータリーは人生の道場である」と看破しています。また、毎年ガバナー・エレクトが出席する国際協議会においても「入りて学び、出でて奉仕せよ」と掲げられています。

ロータリーの根本は「奉仕の心を学ぶこと」であり具体的には職業奉仕、すなわち職業倫理高揚運動であります。

その上に立っての社会奉仕活動、国際奉仕活動があるのではないかと思います。

私たち一人ひとりが率先して努力することにより魅力的で皆が入りたいと思えるロータリークラブにしようではありませんか。

2. 重点推進項目

- (1) 会員増強
- (2) 教育機会の充実
- (3) 広報の重要性
- (4) クラブの活性化

(1) 会員増強

会員増強はロータリー2世紀の組織存続のために「永遠の肯定」でなければなりません。

経済不況は地方にいくほど深刻で退会やむをえないという場面に遭遇することもしばしばです。しかし、わがロータリーは100年前の経済不況のシカゴで誕生したことも会員皆が知っています。ロータリーによってあなたの人生が変わったように、今度はあなたが人に声かけをする番です。「プラス・ワン」一人がひとりの紹介でクラブは強化され活性化します。そして分区の、クラブの、適正規模についてフォーラムを行って下さい。適正会員数を設定し勇気ある挑戦をしようではありませんか。現会員数に満足しているというクラブ・リーダーはいないと思うからです。

特に永年の懸案であった拡大について2006・2007年度検討をすすめ、会員増強の抜本的対策としたいと考えています。

(2) 教育機会の充実

教育は「会員増強」や「クラブ活性化」や「退会防止」に大いに貢献します。地区では「地区協議会」「地区R情報セミナー」「地区大会」があります。分区の教育機会は「IM」があります。IMは分区単位での唯一の教育機会ですから会員増強やクラブ活性化・退会防止へ更なる力点をもって取り組まれますようガバナー補佐の方々に要請いたします。

クラブ単位では情報委員会が新会員の増強、既存会員の退会防止に直接繋がるようなR情報に関する教育を「クラブ活性化の委員会」として存在してください。本当の教育とは、相手がいつ教育されたか、気づかぬうちに、その教えを身につけてしまっているような自然の形で行われるのが理想です。

それをするには反復連打が最も遠くて最も近い道だといわれます。反復連打される側よりも、する立場の方が遙かに忍耐と努力と根気がいるものです。

(3) 広報の重要性

ロータリーは従来「陰徳を積む」と言うことを大事に、広報については消極的で、「天知る、地知る、われ知る」で、よしとしてきた風潮がありました。近年、奉仕に対する考え方の変化や会員増強への積極的な取り組みの必要性からロータリーの対外的PRの必要性が強調されるようになってきました。

そこで大切なことはロータリーとしての奉仕活動が広報に値するものであるかどうか？ということです。クラブの奉仕活動が地域の広報に認知されるためには広報に値する質の高い奉仕活動が前提であることは言うまでも無いことです。

クラブでは「クラブ活性化のための広報委員会」として貧欲にアンテナを張って存在してください。

確かにロータリーは優れた組織ですが、一般社会に、いかなる団体なのか理解を深めてもらわねばなりません。また地域の人々の批判がどこにあるのか、耳を傾ける必要があります。そのためのコミュニケーション作りにも力をください。

(4) クラブの活性化

①クラブ活性化のためのクラブ奉仕

一般にクラブ奉仕委員会は予算をあまり持たず会長エレクトが委員長を務めている

ところが多いと思われます。魅力あるクラブとは何か？楽しいクラブづくりとは何か？そして今年度の重要推進項目に合致するようにクラブ奉仕の総ての委員会においての要の役をされるよう要請します。

また全会員に対しロータリーについてのあらゆる知識と理解を広げるよう、適切なロータリーの考え方を伝えることが必要です。新会員への教育、退会防止、情報伝達など調整責任を求めます。

新入会員の入会式のありようはロータリー人生に大きな影響を与えます。改めて権威あらしめたいと思います。

②クラブ活性化のための国際奉仕

今年度は地区組織において国際奉仕とWCSを合体したものとしました。WCSにつきましては、クラブとしてプロジェクトを持っていないところも多く見られたからであります。地区からの支援、他クラブのWCSプロジェクトの相乗りなど、新感覚によるアンテナを働かせるようガバナー補佐と協力し取り組まれますよう要請します。

③クラブ活性化のための社会奉仕

社会奉仕はそれぞれのクラブで活動に長い歴史あるところは、長いだけにともすれば事業がマンネリ化してはいないでしょうか？或いは事業消化に流れてはいないでしょうか？

ロータリー財団の資金は、従来国際奉仕活動に限定されて使用されてきましたが、クラブの地域の社会奉仕活動に関連のある財団地区補助金があります。従来のC A P（地域社会援助プログラム）やヘルピング・グラントなどを統合したものです。クラブとして積極的に利用しようとするところから活性化が計られます。

④クラブ活性化のための職業奉仕

最近数多くのプロジェクトの影に隠れてか、「職業奉仕」が表に出ることが少なくなったように思われます。ロータリー2世紀にあたり、古きを温ねて新しきを知る「温故知新」、ロータリーの原点に思いをいたしたいのです。ロータリーが「地域を代表する職業人専門家の集まり」であるという、他のいかなる奉仕団体も真似の出来ない我々だけの特質をもっと活かす方法を考えることが、そしてそのための討論を起こすことがロータリアン自身とクラブの活性化に必要ではないでしょうか。改めて提唱します。

⑤クラブ活性化のための新世代奉仕

インターフェクト・ローターフェクトクラブのスポンサークラブにはその運営に格別のご苦労がおありだと思います。インターフェクトにつきましては、地区委員会と顧問教師の意思疎通を深め、その活動の中にロータリーの存在感があるようにしたいものです。

ローターフェクトは慢性的会員不足がいわれますが、近隣ロータリークラブの共同スponsershipをガバナー補佐が仲介の労をとっていただけないでしょうか。

ライラは新しい世代にへつらわず、威だけ高にならず、わが子わが孫に接する気持ちで全員参加のプログラムこそクラブ活性化に繋がると思います。

特に2006～2007年度は、昨今の若者を中心とした社会的に劣悪な事件を見たとき新世代育成の効果的プログラムの立案の推進につとめて参りたいと思います。

⑥クラブ活性化のためのロータリー財団・米山奨学会

R財団・米山奨学会についての、クラブ活性化はその事業を理解することからはじまります。会員が寄付した貴重な基金がどのように使われているのか？どのようなシステムの下にR財団や米山奨学会が運営されているのか？そしてそれは世界でどのような貢献をしているのか？など正しい情報伝達がクラブや会員レベルまで浸透して、はじめてクラブにエンジンがかかると思います。

受け手が受け入れやすい形での伝達のためには、まずクラブのリーダーの方々が先頭に立って理解する必要があると思います。

⑦ポリオ・プラス・パートナーへの協力とさらなる推進

ポリオ・プラスへの寄付はワクチンの購入に使われますが、ポリオ・プラス・パートナーは実際に予防接種するためのするための手段（例えばヘルスワーカーの交通手段、予防接種のポスターなど）に使われます。財団地域セミナーおよびロータリー・ゾーン研究会で、アフリカにポリオが広がっていることが報告されましたが、2005年のポリオの症例の90%は3カ国で発生しました。イエメン、ナイジェリア、インドネシアの3カ国です。うち、イエメンとインドネシアは外来種によるポリオの発症です。来年2月から4月にかけて、アジア、アフリカで大規模な予防接種が行われる予定です。

以上の状況を鑑み、地区の保有するDDFの寄贈も視野に入れ検討をすすめていく必要があります。

⑧CLP（クラブリーダーシッププラン）についての地区の考え方

私自身CLPについて国際協議会に参加する前の考え方と参加してからの考え方は過去我々が推進しようとしたスキームと異なることを感じました。それは、CLPとはこれからじっくり検討することが肝心だということです。

CLPはクラブ委員会の簡素化だけを目的にしているのではなく、ロータリーの歴史に根ざす四大奉仕を重視し、その使命に沿い、世界的な視野での新しい百年の動きを考慮したもので、将来を託すロータリアンを育成していくことも目的としています。

拙速な判断ではなく、じっくり検討し、クラブの活性化を促す手法でのCLPとして考えたいものです。

2006～2007年度はCLP研修委員会を設置し、将来のロータリークラブのあるべき姿を検討するために研究スタートいたします。

3. おわりに

「指導力とは、地位でなく行動です」ロータリーの心臓の鼓動と呼ばれる社会奉仕は、ロータリアンがクラブの所在地域内のすべての人々の生活の質を高めるために実施している活動、そして、利他の心の実践こそが奉仕の理想として社会に貢献できる活動になると確信します。

ロータリーの綱領を今一度再認識し、各々会員一人ひとりが原点に返ったロータリアンになることがロータリーすべての活性化になっていくわけです。

見返りを期待することなく「超我の奉仕」を通じて「率先しよう」に邁進しましょう。

会長挨拶

徳留忠敬

2006～2007年度の鹿児島西ロータリークラブの会長を務めさせて頂くことになりました。

ロータリーのことについては、まだまだ勉強不足を痛感しておりますが、幸いに私よりキャリアのある聰明な長柄幹事の助けを貰いながら、そして会員皆様方のご意見に素直に耳を傾けながら会長としての役割を果たしてまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

今年度のRI会長ウイリアム・ボイドのテーマは、“率先しよう”であります。また、富永国俊地区ガバナーのテーマは、“心の絆”であります。いずれも解り易いテーマで、純粹に、ストレートに心に響いてきます。

これを受け私のテーマは、“友愛の絆を深め、率先して役割を果たそう”にしました。

今年度は、CLP（クラブ リーダーシップ プラン）を長期的視点に立って推進していくことになりますが、どうか西RCの在るべき姿について会員皆様方のご提言をください。

さて、我が西RCの今年度の方針を述べさせて頂きます。

目指すものは、“当クラブの活性化”であります。会員が90名を超える地区内でも屈指のわが西RCです。当クラブが、名実ともによりすばらしいRCに成長・発展していくためには、『組織のまとまり』が必要であると考えます。それには、『会員の意識のまとまり』が必要であります。

そのために四大奉仕活動のうち、一番身近な『クラブ奉仕活動』に重点を置いて運営してまいります。会員のクラブへの奉仕と言えば、そのメインは、『出席』であり、『親睦』であり、『会員増強』であります。会員一人ひとりが、積極的にクラブに奉仕するという『意識』と『意欲』を持つような会務運営をして参ります。

会員皆さま方には、どうか積極的に西RC発展に向かって知恵あるご意見をください。

クラブ活性化に向かって、重点項目として次の二つを軸にして活性化に取り組んでまいります。

一つは、週1回の『例会の活性化』であります。

具体的な施策は省略しますが、『明るく元気な例会』『楽しい例会』『ためになる例会』、そんな雰囲気のある例会づくりに取り組みます。

もう一つは、『委員会の活性化』に取り組みます。

これまで委員会は委員長一人が動いてきたきらいがあります。そのために、

① 委員長は、委員会を一つのチームとして委員の意見をまとめ、結束力のある“強いチーム”をつくる。

② 委員長は、つねに副委員長とコンビを組んで、チームを動かす。

最後に、“魅力ある西RC”へ会員各位が、率先して自分の役割を果たしてくださるよう切にお願い申し上げます。

幹 事 挨 捶

長 柄 英 男

伝統ある鹿児島西ロータリークラブの幹事を務めさせて頂くことになりました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。徳留忠敬会長の方針を具体化するべく会員諸兄のご協力をお願ひ申し上げます。

徳留会長のご指名を頂いたとき、42代会長でありました岩田さんから「出席がいいようなので、務まりますよ。」というお菓子屋さんらしい甘い言葉をいただきました。また、歴代名幹事が多忙のなか、立派な業績をあげられているのを見るにつけ、何とかなるだろうとお引き受けすることにいたしました。

しかし、間近に迫ってみると早々と後悔の気持ちでいっぱいあります。勉強をするうちに西ロータリークラブは伝統もさることながら、実に多種多様な活動をしており全貌を掴むことさえ困難な状況であることに気がついたからであります。多くの活動を自分なりに整理し、できる限り誠実に任務を果たしていく所存であります。

ロータリーの第二標語「最もよく奉仕する者、最も多く報われる」。ひらたく言えば、“やらなきゃ楽しくない”を旨として、全員参加、みんなで楽しい西ロータリークラブにするためにご協力を重ねてお願ひする次第であります。

○チャーターメンバー

夫義一丸計24名
康幸友忠計24名
田伏山小津
犬小島
堀川松柴米倉
村元山
堀川松柴米倉
木井田美橋
船河牧櫻土
浩二郎永郎
時健四英
潔義二郎夫
正太郎一郎
長
井元木郷
福岩黒西塘
樂元園山原
安岩倉大田
一郎吉市実助
慶一健清誠
一郎吉市実助

○マルチプル・フェロー

故 故 (柴山一雄) (1回) 池田 恵觀 (3回) 玉川 哲生 (1回) 小園 正人
 故 (坂元明雄) 高井 敏治 (3回) 山下 健 高山 義則
 片平可也 故 (菅富男) (3回) 山元 正明 (2回) 竹下 洋
 久保 真介 (1回) 以上 13名

○ベネファクター

故 中村一雄 古木圭介 故 (坂元明雄) 須田正己 故 (永松實夫)
故 (菅富洋) 太原春雄 (竹下洋) 山田晴彬 海江田卓
水流 岩切 雄 豊 (長柄英男) 以上 13名

○メモリアルコントリビューター

○ポールハリス・フェロー

故(塘一郎) 柏

○ポールハリス準フットロー

故(桜美四郎)故(岩元健吉)
故(永井利承)故(浜田馨)
故(崎元行範)故(内山光男)

○米山功労クラブ

第1回表彰	1998.	6.
第2回表彰	2000.	11.
第3回表彰	2001.	6.
第4回表彰	2002.	11.
第5回表彰		

富男

(第3回) 泰一・威敬 宇治野純草 豊男
岩長柄 英男 故(坂元山下) 岩男秀彦(永松實夫)
忠敬 故(坂元山下) 明雄(第1回) 皓三 濱崎一郎

○米山功劳法人

(名) 明石屋菓子店 (岩田 泰一) 育英社(株) (前田樹一郎) 竹下清蔵商店 (竹下洋)

○準米山功劳者

故
元
池
日
岩
紀
千
好
彦
明
久
建
次
晴
郎
彬
郎
喜
八
郎
正
己
須
田
若
松
喜
江
田
海
流
卓
洋
有
馬
大
助
戰
男
之
原
鋒
大
助

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表(年間) 2006.7.1~2006.12.31(上期) 2007.6.30(下期)

特別月間	月	日	例会	理事会	1梅 0吉 0万 ランド ドル○●	学習会・委員長会、 RAC・プロバス例会	その他
	6月	28	クラブ協議会(委員会活動報告)		○		
会員増強及び拡大月間	7月	5	クラブ協議会(本年度活動方針Ⅰ)			学習会 3日	22日 会員増強委員会
		12	クラブ協議会(本年度活動方針Ⅱ)	○		RAC例会 12、26日	
		19	会員卓話 角園征治君			プロバス例会 12日	
		26	会員卓話 鮎川吉弘君				
新世代のための月間	8月	2	クラブ協議会(決算・予算)	○	○	学習会 7日	23日 会長・幹事会
		8	9日(水)を変更 プロバス・RAC・RC合同例会			RAC例会 10、24日	
		16	休会			プロバス例会 10日	
		23	クラブ協議会(公式訪問前)				
		30	クラブフォーラム(会員増強)		●		
職業奉仕・米山月間	9月	6	ガバナー公式訪問			学習会 4日	2日 城西RC 20周年式典
		13	クラブフォーラム	○	○	RAC例会 14、28日	
		20	会員卓話			プロバス例会 14日	
		27	会員卓話				
ロータリー財団月間	10月	4	観月会(ホテル・レクストン)			学習会 2日	18日 会長・幹事会 10/21・22地区大会(川内)
		11	クラブフォーラム	○	○	RAC例会 12、26日	
		18	職場訪問			プロバス例会 12日	
		25	クラブ協議会(地区大会報告)				
家族月間	11月	1	ゲスト卓話			学習会 6日	世界インタークト週間 (11/5を含む一週間) 11日~12日ライラ 県青少年研修センター 25日 中央RC 30周年式典
		8	クラブフォーラム	○	○	RAC例会 9、23日	
		15	会員卓話			プロバス例会 9日	
		22	会員卓話		●		
		29	休会				
家族月間	12月	6	クラブフォーラム		○	学習会 4日	20日 会長・幹事会
		13	年次総会	○		RAC例会 14、28日	
		20	クリスマス家族会(城山)			プロバス例会 14日	
		27	クラブ協議会				

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表(年間) 2006.7.1~2006.12.31(上期) 2007.6.30(下期)

特別月間	月	日	例会	理事会	1梅吉ランドチル○	学習会・委員長会、RAC・プロバス例会	その他
ロータリー理解推進月間	1月	3	休会			学習会 15日 RAC例会 11、25日 プロバス例会 11日	追悼記念週間 (1/27を含む一週間)
		10	新春合同例会(サンロイヤル)				
		17	クラブ協議会(上期報告)	○	○		
		24	会員卓話				
		31	会員卓話				
世界理解月間	2月	7	クラブフォーラム		○	学習会 5日 RAC例会 8、22日 プロバス例会 8日	10日 I M 17日 新世代のためのロータリー会議 21日 会長・幹事会 23日 ロータリー創立記念日 世界理解と平和週間 (2/23~3/1)
		14	ゲスト卓話	○			
		21	会員卓話		●		
		28	会員卓話				
識字率向上月間	3月	7	クラブフォーラム		○	学習会 5日 RAC例会 8、22日 プロバス例会 8日	世界ローター アクト週間 (3/13を含む一週間) ペツツ 23日 西RC創立記念日
		14	ロータリー賞贈呈式	○			
		21	祝日のため休会				
		27	28日(水)変更 三クラブ合同例会				
雑誌月間	4月	4	クラブフォーラム		○	学習会 2日 RAC例会 12、26日 プロバス例会 12日	14日 四世代フォーラム 18日 会長・幹事会
		11	クラブ協議会(ペツツ報告)	○			
		18	会員卓話				
		25	会員卓話				
ロータリーキャンパスマッチング月間	5月	2	休会			学習会 7日 RAC例会 10、24日 プロバス例会 10日	渚の集い 地区協議会 次期委員長会議
		9	クラブフォーラム	○	○		
		16	ゲスト卓話				
		23	会員卓話		●		
		30	会員卓話				
ロータリーキャンパスマッチング月間	6月	6	クラブ協議会(地区協議会報告)		○	学習会 4日 RAC例会 14、28日 プロバス例会 14日	ゆうかり学園 17日~20日 RI年次大会(アメリカ) 20日 会長・幹事会
		13	クラブ協議会(新委員会話し合い)	○			
		20	インフォーマル・ディスカッション・ミーティング				
		27	クラブ協議会(委員会活動報告)				

『学習会』日程表 (2006・7～2007・6)

☆開始時間 午後6時30分

☆委員構成 委員長 迫田 英介 副委員長 麻木 英雄
竹下 洋 福田 正臣

☆場 所 ワシントンホテル 2階チャイナテーブル

予定日	テーマ	司会・進行係	ゲスト発言者(または、委員会)
7/ 3(月)332回	RIテーマ	古木副会長 情報委員会	徳留会長 長柄幹事
8/ 7(月)333回	会員増強拡大	情報委員会	会員増強・職業分類 会員選考
9/ 4(月)334回	新世代	情報委員会	新世代、ローターアクト、 インタークト
10/ 2(月)335回	職業奉仕 ボランティア	情報委員会	職業奉仕 ボランティア
11/ 6(月)336回	米山 ロータリー財団	情報委員会	米山 ロータリー財団
12/ 4(月)337回	上半期を振り返って	情報委員会	副会長 副幹事
1/15(月)338回	ロータリー理解推進	情報委員会	広報
2/ 5(月)339回	世界理解・国際奉仕	情報委員会	国際奉仕
3/ 5(月)340回	社会奉仕	情報委員会	社会奉仕
4/ 2(月)341回	ロータリー雑誌	情報委員会	会報雑誌 プログラム
5/ 7(月)342回	出席と親睦	情報委員会	出席、SAA 親睦、ロータリー家族
6/ 4(月)343回	一年を振り返って	情報委員会	古木副会長 玉利副幹事

☆ 入会3年未満の方
 ☆ ロータリーをもっと勉強したい方
 ☆ ロータリーでの親睦をより深めたい方 } 是非ご出席ください !!

鹿児島西ロータリークラブ理事・役員・委員会構成

2006/7~2007/6

(役員・理事)会長	徳留 忠敬	(役員・理事)副会長	古木 圭介
(役員・理事)幹事長	長柄 英男	(選出・理事)副幹事	玉利 賢介
(選出・理事)職業奉仕委員長	山田 晴彬	(理事)直前会長	山下 皓三
(選出・理事)社会奉仕委員長	中園 雅治	(役員・理事)会場監督(SAA)	町田 猛
(選出・理事)新世代委員長	岩切 豊		副SAA 山之氏秀行
(選出・理事)国際奉仕委員長	山元 將孝		副SAA 水流 洋
(役員・理事)会計	須田 正己		

委員会	委員長	副委員長	委 員
クラブ奉仕	古木 圭介		前田 義博 野添 良隆 迫田 英介 桐明桂一郎 鮫島 信一 濱田 悅郎 小林 勉 森永 茂樹 有馬 戦男 染川 周郎
会員増強	前田 義博	濱崎 一郎	小山 幸義 竹下 威 櫻美 義明
会員選考	鮫島 信一	岩田 泰一	田中 寛吉 佐伯 壽郎
職業分類	森永 茂樹	江口 清隆	村田 和雄 榎田 浩典
出席席	野添 良隆	鮫島 雄司	高井 敏治 福元 紳一
親睦	濱田 悅郎	坂口 辰郎	松山 澄寛 脇田 稔 江夏 洋 上田 健 玉川 哲生 中山 晃 竹崎 恵一 坂木 貞剛 小林 陸生 鉢之原大助
ロータリー家族	有馬 戦男	蓑田 満康	角園 征治 森 俊英 有村 仁志
ロータリー情報	迫田 英介	庵木 英雄	竹下 洋 福田 正臣
会報・雑誌	小林 勉	天本 美信	中村 英幸 樋渡 良一
プログラム	染川 周郎	久保 真介	床次 恵 池田 千明
広報	桐明桂一郎	大野 達郎	川平建次郎 池口 恵觀
職業奉仕	山田 晴彬	大福 厚範	坂口 憲一 小園 正人
ボランティア	玉利 賢介	日高 好久	濱崎 一郎 坂口 辰郎 久保 真介 田中 藤雄 岩元 基 岩田 泰一 蓑田 満康 大野 達郎 川畑 宏二 江口 清隆 庵木 英雄 大福 厚範 鮫島 雄司 天本 美信 原 正親 南 徹 吉弘
社会奉仕	中園 雅治	原 正親	深尾 兼好 藤川 毅 山下 皓三
新世代	岩切 豊	田中 藤雄	藤安 秀一 山元 正明
ロータークト	脇村 太夫	川畑 宏二	内村 二郎 諏訪園 隆 田畑 勇
インタークト	大山 康成	鮫川 吉弘	前田樹一郎 高山 義則
国際奉仕	山元 將孝	南 徹	小田代憲一 太原 春雄
ロータリー財團	池田勝一郎	岩元 基	水渕 清治 岩男 秀彦
米山記念奨学会	玉利 賢介		松田 忠臣 海江田 卓
ロータリー賞推薦	古木 圭介	中園 雅治	山田 晴彬 岩切 豊 山元 將孝

クラブ概況報告

(平成18年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年（S38年）3月23日
2. 承認年月日 1963年（S38年）6月27日（九州において第28番目）
3. チャーターナイト 1963年（S38年）11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッティシ・P・ラハリー（インド）
5. 当時のガバナー 進藤誠一（第370地区）
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名（その内現在会員1名）
8. アデイショナルクラブ名と
創立年月日
 1. 加治木RC 1967年（S42年）6月24日
 2. 加世田RC 1972年（S47年）10月18日
 3. 枕崎RC 1972年（S47年）12月4日
 4. 鹿児島城西RC 1986年（S61年）9月16日
 1. 第2800地区日本鶴岡RC
= 1965年（S40年）5月9日締結
会員相互親善訪問、週報等の交換
9. 地区外ロータリークラブ
との姉妹兄弟関係
 2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC
= 1989年（平成元年）4月29日締結
青少年交換事業
10. 提唱インターラクトクラブ
 1. 鶴丸高校IAC
発会日 1964年（S39年）10月8日
 2. 鹿児島高校IAC
発会日 1971年（S46年）6月17日
名称：鹿児島西ローターアクトクラブ
1976年（S51年）6月24日発会
11. 提唱ローターアクトクラブ
名称：鹿児島西ローターアクトクラブ
1976年（S51年）6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ
名称：鹿児島西プロバスクラブ
1998年（H10年）1月23日発会
13. 区域 鹿児島市、垂水市とする。

14. 事務所	鹿児島市金生町3番1号山形屋内 TEL (099-223-5902) FAX (099-223-7507)	
15. 例会日	毎週水曜日12時30分～13時30分	
16. 例会場	山形屋1号館7階社交室	
17. 歴代ガバナー	19ページ	
18. 歴代分区代理	桜美 四郎 (1967) 鮫島志芽太 (1970) 塘 一郎 (1972) 岡元健一郎 (1978) 川上鐵太郎 (1983) 福田 敏之 (1986)	
(ガバナー補佐)	海江田 卓 (2000)	
19. 歴代会長	19ページ	
20. 歴代幹事	20ページ	
21. 現在会員	正会員91名	
22. 平均年齢	62.3才 最高 87才 最低 34才 80代 5名 70代 16名 60代 30名 50代 27名 40代 12名 30代 1名	
23. 出席率	本年度目標94%	
24. 入会金	35,000円	
25. 年会金	190,000円	
26. ビジターカード費	1,900円	
27. 会報	毎週週報を発行	
28. ロータリーアン誌	「ロータリーの友」全員購読	
29. クラブ協議会	11回	
30. クラブフォーラム	9回	
31. インフォーマルミーティング	1回	
32. 理事会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて隨時	
33. 委員長会議	年4回	
34. 会長幹事会	市内…6回	

西ロータリークラブの推移

昭和	西暦	ガバナー	会長
38～39	1963～64	嘉村平八	初代 桜美四郎
39～40	1964～65	町田秀実	2代 土橋英夫
40～41	1965～66	島津久厚	3代 塙一郎
41～42	1966～67	吉村常助	4代 米倉秀夫
42～43	1967～68	向笠広次	5代 島津忠丸
43～44	1968～69	大津篤造	6代 鮫島志芽太
44～45	1969～70	日高安壯	7代 佐伯延次郎
45～46	1970～71	八田秋	8代 久保田彦穂
46～47	1971～72	小田一昭	9代 岩元正二
47～48	1972～73	東博仁	10代 牧田健二
48～49	1973～74	杉原頼三	11代 川村洋
49～50	1974～75	竹野融	12代 新福栄熊
50～51	1975～76	後藤基彰	13代 福田敏之
51～52	1976～77	塘一郎	14代 岡元健一郎
52～53	1977～78	西田武雄	15代 河井時義
53～54	1978～79	吉村武文	16代 藤安辰造
54～55	1979～80	井上和人	17代 川上鐵太郎
55～56	1980～81	福島親比古	18代 浜田馨
56～57	1981～82	大久保一郎	19代 中村俊雄
57～58	1982～83	杉村進	20代 久保政次
58～59	1983～84	丸田美德	21代 高井敏治
59～60	1984～85	田中千尋	22代 池田廣
60～61	1985～86	外山三郎	23代 福田正臣
61～62	1986～87	岩澤光男	24代 中村善治
62～63	1987～88	池田卓郎	25代 小園正人
63～64	1988～89	岡村俊一	26代 外西寿彦
H1～H2	1989～90	岩下哲夫	27代 三角桂次郎
H2～H3	1990～91	今林重夫	28代 川田恵一
H3～H4	1991～92	井上日出男	29代 木治屋克巳
H4～H5	1992～93	本坊藏吉	30代 岩元紀彦
H5～H6	1993～94	三重野良輔	31代 岩男秀彦
H6～H7	1994～95	佐々木典綱	32代 吉留益
H7～H8	1995～96	竹内三郎	33代 岩元基
H8～H9	1996～97	海江田順三郎	34代 玉川哲生
H9～H10	1997～98	岡師鎮雄	35代 高山義則
H10～H11	1998～99	鮫島哲也	36代 海江田卓
H11～H12	1999～2000	井ノ上繁	37代 太原春雄
H12～H13	2000～2001	安満良明	38代 山元正明
H13～H14	2001～2002	大淵達郎	39代 竹下威
H14～H15	2002～2003	海江田卓	40代 水流洋
H15～H16	2003～2004	吉松成人	41代 片平可也
H16～H17	2004～2005	三木靖	42代 岩田泰一
H17～H18	2005～2006	菊地平	43代 山下皓三
H18～H19	2006～2007	富永国俊	44代 德留忠敬

(歴代会長並びに幹事)

幹 事	会 員 数	平 均 年 齢	平 均 出 席 率
川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
高 徳 三 藏	44	49.0	99.11
河 井 時 義	48	51.40	99.09
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
安 楽 慶一郎	55	53.30	99.79
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
高 井 敏 治	61	52.80	99.92
久 保 政 次	65	52.60	98.83
田 平 禮 章	73	53.19	99.01
浜 田 馨	79	52.09	98.14
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
小 山 幸 義	79	53.80	97.91
池 田 廣	85	54.60	97.63
中 村 善 治	86	55.70	95.49
小 園 正 人	90	57.10	96.52
三 角 桂 次 郎	87	56.45	96.59
川 田 恵 一	88	57.25	96.92
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
水 渕 清 治	89	57.02	93.96
木 治 屋 克 已	85	57.18	93.75
柿 市 高 重	81	58.27	92.05
山 下 皓 三	86	58.23	93.31
中 尾 洋	85	57.63	95.36
櫻 美 義 明	89	58.10	94.74
岩 元 基	91	58.05	94.06
古 木 圭 介	90	57.97	93.21
内 山 光 男	94	57.72	91.68
上 原 満	96	57.49	90.33
玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
江 夏 洋	87	57.29	88.94
中 川 宏	87	57.86	90.62
森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
榎 田 浩 典	92	57.37	92.65
岩 田 泰 一	96	57.85	91.91
村 田 和 雄	97	57.53	91.54
川 平 建次郎	95	59.02	93.92
須 田 正 己	91	60.02	91.03
岩 切 豊	89	60.40	88.00
染 川 周 郎	88	61.50	89.74
江 口 清 隆	80	62.00	85.56
深 尾 兼 好	83	62.40	84.54
長 柄 英 男	91	62.30	

2006～2007年度 委員会とプロジェクト

委 員 会	プロ ジ ェ ク ト
会 長 ・ 幹 事	委員長会議、クラブリーダーシップ
理 事 会	奨学金
S A A	会場監督
ク ラ ブ 奉 仕	
会 員 增 強	会員増強
会 員 選 考	会員選考
職 業 分 類	職業分類
出 席	出席
親 瞳	受付、ニコニコ ゴルフコンペ、3クラブ合同例会
ロー タ リ 一 家 族	家族会(観月会、クリスマス会)
ロー タ リ 一 情 報	学習会、新入会員との懇談会
会報 ・ 雑誌	週 報
プ ロ グ ラ ム	例会プログラム
広 報	インターネット
職 業 奉 仕	4つのテスト、職場訪問
ボ ラン テ イ ア	渚のつどい
社 会 奉 仕	プロバス、ゆうかり学園訪問、4世代フォーラム
新 世 代	ライラ
ロー タ リ 一 ア ク ト	ロー タ リ 一 ア ク ト 例会、地区大会
イ ン タ ー ア ク ト	イ ン タ ー ア ク ト 職業選択フォーラム、サンタローザ交換、地区大会
国 際 奉 仕	GSE、WCS(ネパール)
ロー タ リ 一 財 団	募 金
米 山 記 念 奨 学 会	募 金
ロー タ リ 一 賞 推 薦	ロー タ リ 一 賞

S・A・A 委員会

S A A : 町田 猛

副 S A A : 山之氏秀行

副 S A A : 水流 洋

基本方針

例会場の品位を保ち、例会が秩序正しく運営されるよう努めるとともに、会員間の親睦が図られ、ゲストやビジターにも満足してもらえる雰囲気づくりに心掛ける。

本年度の計画

1. 定刻開始、定刻終了の為の工夫とリードに努める。
2. 卓話中の私語の禁止やマナー向上に努める。
3. ゲスト・ビジターの送迎、接遇に心を配る。
4. 新入会員との交流交友が図れるよう座席を工夫する。

クラブ奉仕委員会

委員長：古木 圭介

委 員：前田 義博、鮫島 信一、森永 茂樹、野添 良隆、

濱田 悅郎、有馬 戦男、迫田 英介、小林 勉、

染川 周郎、桐明桂一郎

基本方針

クラブ奉仕委員会の任務はクラブ奉仕部門の諸活動に対して責任をもち、かつ各活動が円滑に運ぶよう連携をはかりクラブ運営の活性化を推進する。

本年度の計画

1. 必要に応じて小委員会を開催し、委員会相互の意思疎通を図る。
2. 会員増強、会員選考委員会と協議し会員増強の意識を高める。
3. 出席は最も大切なロータリー活動の基本ととらえ、魅力ある例会づくりを支援する。
4. 親睦をさらに深め、楽しい例会活動や奉仕活動ができるよう会員相互の交流を図る。
5. 情報、広報、プログラム委員会を支援し、広く情報の提供向上をはかる。

会員増強委員会

委員長：前田 義博 副委員長：濱崎 一郎
委 員：小山 幸義, 竹下 威, 櫻美 義明

基本方針

本クラブの円滑な運営、活性化のために、職種、年令バランスに配慮し、会員選考委員会、職業分類委員会との連携強化を図りながら、会員一人ひとりにアプローチを行い、一人でも入会者情報を引き出し、会員の増強意識を高めることが大事であることを訴えていきたい。

本年度の計画

1. 会員退会の未然防止に努める。
2. まだ業種で入っていない人を探り出し会員に入れる。
3. 目標会員を100としたい。各委員会に各1名の増強をお願いしたい。

会員選考委員会

委員長：鮫島 信一 副委員長：岩田 泰一
委 員：田中 寛吉, 佐伯 壽郎

基本方針

会員増強、職業分類委員会との連携を密にして、ロータリークラブの主旨に賛同し、奉仕活動に協力的な会員の増強をはかりたい。

本年度の計画

1. 入会を希望し推薦されたら適性を速やかに検討し、理事会に報告する。
2. 入会後はロータリークラブの主旨に馴染み、積極的に奉仕活動が出来るよう助言指導に努め、退会防止にも努力する。

職業分類委員会

委員長：森永 茂樹 副委員長：江口 清隆
委 員：村田 和雄，榎田 浩典

基本方針

会員増強委員会、会員選考委員会と連携し、未充填分類の解消に努める。

本年度の計画

カタカナ職種と言われる新しい専門職務が増加している。イラストレーター、ファイナンシャルプランナー、システムエンジニア、ソーシャルワーカー、カウンセラー、セラピスト等々。新しい専門職務の方々にも注目したい。

出席委員会

委員長：野添 良隆 副委員長：鮫島 雄司
委 員：高井 敏治，福元 紳一

基本方針

例会の出席は RI の権利であり、出席する事が親睦と奉仕の第一歩である。
各委員会と連携・協力して、出席しやすい楽しいクラブづくりに努めたい。

本年度の計画

1. メークアップによって他クラブを学び、メークアップを楽しい意義あるものとする。
2. ホームクラブ連続出席者の表彰。
3. 欠席会員への連絡、呼びかけ。

親睦委員会

委員長：濱田 悅郎 副委員長：坂口 辰郎
委 員：松山 澄寛，脇田 稔，江夏 洋，上田 健
玉川 哲生，中山 晃，竹崎 恵一，鉢之原大助
坂木 貞剛，小林 陸生

基本方針

会員相互の親睦を計りつつ、明るく元気で楽しいクラブであるように雰囲気づくりに努める。

本年度の計画

1. 家族委員会、出席委員会との連携を取り、イベントを考えていく。
2. ゴルフコンペへの参加を密にしていく。
3. 夜の例会、酒をたしなむ会等への参加をお願いする。
4. ゴルフ以外にも、何かスポーツのイベントができないか検討する。

ロータリーファミリー会

委員長：有馬 戦男 副委員長：蓑田 満康
委 員：角園 征治，森 俊英，有村 仁志

基本方針

新会員とその家族がロータリーに馴染るように手助けを図る。
また、会員家族の親睦、理解の促進に努める。プロバスクラブ、ローター
アクトとの交流も促進する。

本年度の計画

1. 観月会（妻に感謝する夕べ）へのご夫人のご招待。
2. クリスマス家族会への配偶者、子供、孫等への積極的な参加を呼びかける。
3. 5月頃に海岸清掃を親睦委員会、社会奉仕委員会と協力しあって、ロー
タリーファミリー会員の家族、従業員及びその家族に参加を呼びかける。

ロータリー情報委員会

委員長：迫田 英介 副委員長：庵木英雄
委 員：竹下 洋，福田 正臣

基本方針

新入会員にロータリーの歴史、綱領、活動及び特典と責務について情報を提供し、早くクラブに親交を深めるようする。

本年度の計画

1. 新入会員を対象にして会長、幹事、各委員長の出席を求める新入会員との懇談会を実施する。
2. 入会2年未満の会員をクラブに慣れ易くする為に、毎月第1月曜日、諸先輩方の出席のもとに学習会を行う。
3. ロータリー情報集を新入会員に贈呈する。

会報・雑誌委員会

委員長：小林 勉 副委員長：天本 美信
委 員：中村 英幸，樋渡 良一

基本方針

ロータリーの友、ガバナー月信等の雑誌と西ロータリークラブオリジナルの週報の刊行により会員相互の情報交換・親睦と西ロータリークラブ会員としての意識向上に寄与する。

併せて、広く一般の人々にもロータリーに関する情報提供を行う。

本年度の計画

1. 週報については、基本的な掲載事項を継承すると同時に新しい企画を実行する。
2. ロータリー関係の雑誌への記事送付を積極的に行う。
3. 「ロータリーの友」などの関係雑誌を関係機関に寄贈する。

プログラム委員会

委員長：染川 周郎 副委員長：久保 真介
委 員：床次 恵，池田 千明

基本方針

例会におけるプログラムの重要性をよく認識し、会員のロータリーへの理解を深め、また会員相互の親睦に資するプログラムを構成する。
具体的には、会員卓話と外部者のロータリーのプログラムの趣旨に則ったさらに時宜を得た卓話で構成したい。

本年度の計画

- 特に、新入会員に卓話の機会を広げることで、当該会員への理解と会員相互の親睦に役立てたい。
- 外部卓話は、ロータリーのテーマ、月間活動に沿った内容になるように配慮したい。

広 報 委 員 会

委員長：桐明桂一郎 副委員長：大野 達郎
委 員：川平建次郎，池口 恵觀

基本方針

ロータリーの理念や当クラブの活動内容や目的が地域社会に広く理解して頂けるよう積極的な情報発信を行う。

本年度の計画

- インターネット、とりわけ当クラブのホームページを活用し、情報発信の強化に努める。
- 週報、ホームページを活用し、クラブ内の広報に努める。
- 地元マスコミとの連係を深め、ニュースになる情報の提供に努める。このため各委員会との連絡を密にして話題の収集に努める。

職業奉仕委員会

委員長：山田 晴彬 副委員長：大福 厚範
委 員：坂口 憲一，小園 正人

基本方針

会員が自己の職業に誇りを持つことと他の会員の職業に対する理解を深める事により、会員並びにクラブが、職業を通じた奉仕を日常的に実施し、地域社会に貢献することを方針とする。

本年度の計画

1. 職業奉仕の認識を高めるために職業宣言を例会場に掲示する。
2. 四つのテストの唱和の実施。
3. 職場訪問を実施する。
4. クラブ会員の推薦を受け、隠れた優良従業員を表彰する。
5. 新世代・インタークト委員会と連携し、「職業選択フォーラム」に参加する。
6. ボランティア委員会と協力し、職業を通じてボランティア活動を行う。
7. 学習会において「職業奉仕」について理解を深める。

ボランティア委員会

委員長：玉利 賢介 副委員長：日高 好久
委 員：濱崎 一郎，坂口 辰郎，久保 真介，田中 藤雄，岩元 基
岩田 泰一，蓑田 満康，大野 達郎，川畑 宏二，江口 清隆
庵木 英雄，大福 厚範，鮎川 吉弘，鯫島 雄司，天本 美信
原 正親，南 徹

基本方針

「率先しよう」の理念に基づき、ロータリアン各自がボランティアの本質を模索研究し、職場、地域社会に率先して奉仕・参加出来るような活動の在り方を見出す。

さらには各委員会と緊密に連携しながら情報交換、奉仕活動等に参画する。

本年度の計画

1. 例会や学習会等を通してボランティアに対する理解と啓発活動に努める。
2. 各委員会との緊密な連携のもと、ボランティアの推進に努める。
3. 各ロータリアンの個人としての活動を認識・紹介する。

社会奉仕委員会

委員長：中園 雅治 副委員長：原 正親
委 員：深尾 兼好、藤川 育、山下 皓三

基本方針

- 委員会活性化を図る。各事業の担当者を決め、その人を中心にはすすめていく。
- 環境問題に力点を置く。地球温暖化防止の為に個人や企業で取り組むことを提言実行する。

本年度の計画

- プロバスクラブの支援。プロバスクラブ例会等への出席。
- 四世代フォーラムの開催。
- プロバスクラブ、ローターアクトクラブとの懇親会開催。
- 環境問題の提言実行。
- ゆうかり学園訪問。

新世代委員会

委員長：岩切 豊 副委員長：田中 藤雄
委 員：藤安 秀一、山元 正明

基本方針

新世代は次の時代を託す大事な世代であるので現状を掌握してR I の提唱する、「新世代のためのロータリー・プログラム」に、社会奉仕、ローター アクト、インターハクト、職業奉仕、国際奉仕 の各委員会と連携を計り、次世代に貢献する青少年育成にあたる。

本年度の計画

- 新世代の各分野に対する意識を調査する。
- 調査した事項を分析する。
- 分析結果にもとづき、上記の活動方針を具現化する方法を論議し活動に当る。

ローターアクト委員会

委員長：脇村 太夫 副委員長：川畠 宏二
委 員：内村 二郎，諏訪園 隆，田畠 勇

基本方針

各種のローターアクト活動に積極的に参加し、会員とのコミュニケーションを深め、活動の充実と活性化に寄与できるように努める。さらに会員増強についても全面的に支援していく。また、ローターアクト委員の皆様との情報交換も是非行っていきたい。

本年度の計画

1. ローターアクト例会への参加（毎月、第2、4木曜日）。
2. 鹿児島中央駅周辺清掃作業への参加（毎月第1日曜日）。
3. バザーへの協力。
4. アクト会員とロータリー会員との親睦会の実施。
5. ローターアクト地区連絡協議会への参加（7、11、1、4月）。
6. ローターアクト年次大会への参加。
7. ローターアクト研修会への参加。

インターラクト委員会

委員長：大山 康成 副委員長：鮎川 吉弘
委 員：前田樹一郎，高山 義則

基本方針

将来の鹿児島を担うインターラクト生が、地域社会への奉仕や国際理解と親睦の輪が広げられるように、より充実した支援体制をとりたい。
又、交流を深める中で、将来のロータリアンとして育成していきたい。

本年度の計画

1. 職業選択フォーラムの充実を図る。
開催予定校 鹿児島高等学校
2. 第42回インターラクト年次大会への参加。
3. 活力ある委員会活動。
4. インターラクト提唱高校の校長、担当教諭の例会への参加。
5. インターラクト生の委員会活動への参加。

国際奉仕委員会

委員長：山元 將孝 副委員長：南 徹
委 員：小田代憲一，太原 春雄

基本方針

ロータリー活動を通じて、国際理解と親善を推進することを基本方針とする。

本年度の計画

1. 地区青少年交換プログラムを支援する。
2. サンタローザ友好協会主催の青少年交換プログラムを支援する。
3. GSE プログラムに協力する。
4. 世界理解週間に加え、通常の例会、学習会においても会員の理解を深め情報を提供する。

ロータリー財団委員会

委員長：池田勝一郎 副委員長：岩元 基
委 員：水渕 清治，岩男 秀彦

基本方針

1. ロータリー財団の目的を理解していただくように努める。
2. 寄付のご協力をお願いする。

本年度の計画

1. 出来るだけ学習、勉強会へ参加して、ロータリー財団の P R をはかる。
2. 本年度の財団関係の行事に参加研修する。

米山奨学会員会

委員長：玉利 賢介

委 員：松田 忠臣，海江田 卓

基本方針

米山奨学会事業の目的・意義・現況について情報を提供し、会員（特に入会5年未満）の理解を深めることにより、事業推進への物・心両面の協力が得られるよう努める。

本年度の計画

1. 米山奨学会の目的、意義、現況をクラブ会員一人ひとりに米山奨学会事業について、理解と、協力を促したい。
2. 米山ランチ等普通寄付を例年通り実行し、会員からの特別寄付を奨励する。
3. 1人当たりの平均寄付額が6,525円で2730地区では31番目である、皆様のご協力をお願い致します。

鹿児島西ロータリークラブ定款（注1）

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R.I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。：

本クラブの所在地域は、「鹿児島市、垂水市」とする。

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること：
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること：あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること：そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること：
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること：
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること：

第5条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

- (b) 会合の変更。但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

(注2) 第2節に関する暫定規定第6条・第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在、ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

第3節 正会員

R I定款・第5条・第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍するロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。正会員に推薦された移籍する会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかるは是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類

の下で継続することができる。

(注2) 第2節に関する暫定規定 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款・第6条・第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

第8条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。 本クラブの例会の、定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
 - (2) ロータークト、インタークト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ロータークト、仮インタークト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
 - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て召集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること、または、
 - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合、または、
 - (5) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること、または、
 - (6) 本クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているマークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のマークアップとして有効とみなされ

る。

(b) 例会時において。 例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
 - (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
 - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
 - (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
 - (5) メーカップする機会が全く得られないような僻地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
 - (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。
- (c) 転勤による長期の欠席。 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。

第2節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第3節 RI役員の欠席

会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第4節 出席の記録

本条2節(b)項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第9条 理事および役員

第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以

外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条・第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当番例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第5節 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。 会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の前18ヵ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格条件。 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならぬ。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。

第10条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条・第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第11条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

(a) 会員身分。 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (1) 理事会は正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を越えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；
 - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件に引き続き従わなければならない；また
 - (3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていかなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。
- (b) 再入会。 会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。
- (c) 名誉会員の加盟の終結。 名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結－会費不払

- (a) 手続。 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。 理事会はその嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰することはできない。

第4節 終結－欠席

(a) 出席率。 会員は、

- (1) ロータリー年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していかなければならない。

(2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあるものとする。

(b) 連続欠席。 会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条・第2節もしくは第3節に従う場合を除いては、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。 理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 通知。 本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第6節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

(a) 通知。 幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) 提訴に対する聴聞の期限。 提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には会員のみが出席するものとする。

(c) 仲介。 仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることがある。

- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。
- (e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第12条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止

本クラブは公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第13条 ロータリーの雑誌

第1節 購読指定

RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条规定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌または理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。

購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第15条 仲介

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

第16条 細則

本クラブはRIの定款・細則、RIによって単位管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費を節約し、応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条 改正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。

その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条(名称)および第3条(所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

注1. 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

注2. 2001年規定審議会は、会員の種類（シニア・アクチブ会員、パスト・サービス会員およびアディショナル正会員）を削除した制定案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規定による理由で会員身分を喪失することはないものとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。

(付則) 1. この定款は、2001年7月1日 から実施する。

(付則) 1. この定款は、2002年5月1日 RI日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2002年5月8日 本クラブ理事会の承認を受けた。

(付則) 1. 本クラブ例会は、2002年6月5日 定款第3条(所在区域)の改訂案を採択した。

(付則) 1. 定款第3条(所在区域)の改訂は、2002年6月18日 RI理事会の承認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2002年7月1日 から実施する。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員の選挙

第1節

役員を選挙すべき会合の1ヵ月前の例会において、その議長たる役員（会長）は会員に対して、4名の役員エレクト即ち、次年度の会長（次年度の副会長）、次年度の幹事（次年度の副幹事）、次年度の会計、次年度の会場監督と、4名の理事エレクト（次年度の職業奉仕委員長、次年度の社会奉仕委員長、次年度の国際奉仕委員長および次年度の新世代委員長に就任するものとし、役職ごとに候補を指名する）を選出すべく、指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところ（立候補または、理事会の推薦）に従って行うことができる。適法に行われた指名は役職ごとに、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した次年度の会長、次年度の幹事、次年度の会計、次年度の会場監督および4名の次年度の理事（次年度の○○奉仕委員長）候補がそれぞれに当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された次年度の会長（次年度の副会長・役員・理事・次年度のクラブ奉仕委員長）および次年度の幹事（次年度の副幹事・非役員・理事）は、その選挙の後、7月1日に始まる年度に、会長エレクト（次年度の副会長・役員・理事）および副幹事（次年度の幹事・非役員・理事）として理事会のメンバーを務め、会長エレクト（次年度の副会長）および副幹事（次年度の幹事）として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長および幹事に就任するものとする。

なお、名誉会員は、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。

第2節

役員、理事に直前会長および副幹事を加えて理事会を構成するものとする。

(別掲)：鹿児島西ロータリークラブの役員（5名）および理事（11名）は、次の通りである。
役 員：会長、副会長（会長エレクト・クラブ奉仕委員長）、幹事、会計および会場監督。
理 事：会長、副会長（会長エレクト・クラブ奉仕委員長）、幹事、会計、会場監督、直前会長、副幹事（次年度幹事）と、選挙により選出された理事4名（職業奉仕委員長、社会委奉仕委員長、国際奉仕委員長および新世代委員長）。

(注)：『本クラブ定款』第9条・第4節の規定について、鹿児島西ロータリー・クラブにあっては、役員たる幹事、会計および会場監督を理事とする。また『本細則』第1条・第1節に規定するように、副幹事（次年度の幹事・非役員）を理事とする。

第3節

理事会（11名）またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事会メンバーの決定によつて補填すべきものとする。

策4節

役員エレクト（4名）または理事エレクト（4名）の地位に生じた欠員は、残りの被選理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。《本細則》第1条・第2節に規定された通り、会長と、《本細則》第1条・第1節に基づいて選挙された4名の理事、4名の役員、加えて直前会長および副幹事の11名が理事会の構成メンバーである。

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト（副会長・クラブ奉仕委員長）

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。会長エレクトは副会長およびクラブ奉仕委員長を兼ね、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付隨する任務を行うにある。

第4節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付隨する任務を行うにある。会計はその職を去るに当たって、その保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第5節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付隨する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべき通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または『本クラブ定款』第8条・第2節・(b)の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充當された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは『本クラブ定款』第8条・第1節・別段の規定によるものでなければならない。

第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 理事会

定期理事会は毎月第2水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は35,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。

第2節 会費

会費は年額190,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

第3節 入会金・会費の、会期途中の入会者への対応

会期の途中から入会する者は、入会金の全額と、年会費の残存月額分を納入すべきものとする。(1000円未満は切り捨て)

第4節 入会金・会費の、会期途中の退会者への対応

当該半期分の会費を納入していた会員が会期の途中で退会する場合、当該半期分の会費の、退会月の翌月分から後の残存月額分を返還するものとする。入会金は返還しない。(1000円未満は切り捨て)

第5節 名誉会員への対応

理事会により選定された名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 委員会

第1節 委員会総則

- (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。
 - クラブ奉仕委員会
 - 職業奉仕委員会
 - 社会奉仕委員会
 - 国際奉仕委員会
- (b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。
- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (f) 会長はその必要ありと認めた場合、新世代育成に関する奉仕活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長（会長エレクト・副会長）は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長を

委員として構成されるものとする。

- (c) 会長は理事会の承認を受け、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

会員増強委員会

会員選考委員会

職業分類委員会

出席委員会

親睦委員会

ロータリー情報委員会

会報・雑誌委員会

プログラム委員会

広報委員会

- (d) 会長は、会長エレクト（副会長・クラブ奉仕委員長）に命じ、会員増強、会員選考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるものとする。

- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。

- (g) 会報・雑誌委員会は、可能である限りクラブ週報の編集・刊行を行うこととし、地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 職業奉仕委員会は、職業奉仕委員会委員長と職業奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

- (c) 会長は理事会の承認を受け、職業奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：

ロータリーボランティア委員会

- (d) ロータリーボランティア委員会委員は、クラブ奉仕委員会とロータリーボランティア委員会を除くすべての委員会の副委員長によって横成されるものとする。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ

ものとする。

- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。国際ロータリーの推奨する人間尊重委員会、地域発展委員会、環境保全委員会、協同奉仕委員会は、当面設置しない。
新世代委員会
- (d) 会長は理事会の承認を受け、新世代奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。
ローターアクト委員会
インタークト委員会
- (e) ロータリー賞は、鹿児島西ロータリークラブが独自に定めた社会奉仕活動実践者への表彰制度である。会長は、クラブ奉仕委員長を委員長とし、社会奉仕委員長を副委員長とし、職業奉仕委員長及び国際奉仕委員長を委員とする次の委員会を設置し、広く一般市民の中から該当者を選定する任務をもつものとする。
ロータリー賞推薦委員会
- (f) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会の承認を受けたのち、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

第5節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 会長は理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。
ロータリー財団委員会
- (c) 米山記念奨学会は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。会長は理事会の承認を受け、米山記念奨学会の維持発展のための特別委員会として、米山記念奨学会委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。ロータリー米山記念奨学生の世話と財団法人・ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励という任務をもつものとする。

第8条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事

会に報告するものとする。

- (a) 会員増強委員会。 この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (b) 会員選考委員会。 この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (c) 職業分類委員会。 この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもつている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (d) 出席委員会。 この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (e) 親睦委員会。 この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (f) ロータリー情報委員会。 この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。
- (g) 会報・雑誌委員会。 この委員会は、国際ロータリーの推奨するクラブ会報委員会と、雑誌委員会の任務を兼務するものとする。この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。またこの委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース

資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

- (h) プログラム委員会。 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) 広報委員会。 この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) ロータリーボランティア委員会。 この委員会は、全ロータリアンに向かって、ロータリーのモットーである「超我の精神」の実践、即ちロータリアンによるボランティア活動をとおして地域社会に奉仕する目的をもって設立された委員会であり、ボランティア活動のプログラムを準備し、手配しなければならない。ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会などと協力しながら奉仕活動をするものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務（「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」及び「協同奉仕」等に关心を寄せて）を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとし、鹿児島西ロータリークラブが提唱し設立された「鹿児島西プロバスクラブ」の活動を全面的に支援するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) 新世代委員会。 この委員会は、年令30才までの若い人の育成を支援する目的をもって設置された委員会である。国際ロータリーによれば、「各ロータリアンの責務は、年令30才までの若い人すべてを含む新世代の多用なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。」とある。この委員会は、新世代奉仕活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。ひろく社会奉仕委員会、職業奉仕委員会、国際奉仕委員会などと協力しながら奉仕活動をするものとする。
- (b) ローター・アクト委員会。 国際ロータリーによれば、「ローター・アクト・クラブの目的は、青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間によりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにあ

る」とある。この委員会は、鹿児島西ロータリークラブが提唱し設立された「鹿児島西ローターアクト・クラブ」の活動を全面的に援助するものである。

- (c) インターアクト委員会。 国際ロータリーによれば、「インターラクト・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターラクト・クラブに入会できる者は高校に在学中の学生または年令14才から18才までの若い人である。」とある。この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鶴丸高校インターラクト・クラブ」と「鹿児島高校インターラクト・クラブ」の活動を全面的に援助するものである。
- (d) ロータリー賞推薦委員会。 「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた社会奉仕活動実践者への表彰制度である。この委員会は、ひろく一般市民の中から、該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつものである。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) ロータリー財団委員会。 国際ロータリーによれば、「ロータリー財団の目標は、博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ明確かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民のあいだに理解と友好的関係を助長することである。ロータリー財団の使命は、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて世界理解と平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。」とある。この委員会は、全ロータリアンにロータリー財団の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (b) 米山記念奨学会委員会。 (財)ロータリー米山記念奨学会によると、「米山記念事業は、日本のロータリーが作り育てた国際奉仕プログラムである。日本最初のロータリー・クラブの創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足し、ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め、国際親善と交流を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創出と維持に貢献することを目的とする。」とある。この委員会は、全ロータリアンに (財)ロータリー米山記念奨学会の活動に関して周知させるとともに、米山記念奨学会の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間限り本クラブの例会の出席を免除される。

(注) : このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブ

の例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、『本クラブ定款』第8条・第2節・(b)の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない。

第10条 財務

第1節 資金の預金

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は役員3名（会長、幹事と会計）の署名・捺印する伝票に基づき、会計の署名・捺印する小切手または銀行振込みもしくは現金をもって支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節 資金の安全管理と保証

理事会が必要と認めた場合には、資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの所管する資金の安全保管のために、理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注)：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節 予算書の作成

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第11条 会員選挙の方法

第1節 会員候補の、推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 会員候補の、資格の確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしている

ことを確認するものとする。

第3節 会員候補への、入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は、その決定事項を推薦者に通知しなければならない。

第4節 入会予定者への、入会前の応対

理事会の決定が肯定的であった場合、幹事または推薦者は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 会員候補の、入会の確定

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会が会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、理事会が入会を承認した場合、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 入会式

このような選挙後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第12条 決議

事の如何を問わず、本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

- (a) 退会の承認。 退会を希望する者は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。
- (b) 名誉会員の選定と身分存続期間の決定。 理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けたうえで、『本クラブ定款』第6条・第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

第13条 議事の順序

開会宣言

会長の挨拶
来訪ロータリアンの紹介
来信および告示事項
幹事および委員会からの報告（もしあれば）
審議未終議事の審議（もしあれば）
新規議事の審議（もしあれば）
スピーチその他のプログラム
閉会

第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

- (付則) 1. この細則は、2001年7月1日 から実施する。
(付則) 1. この細則は、2002年5月1日 RI日本事務局の確認を受けた。
(付則) 1. この細則は、2002年5月8日 本クラブ理事会の承認を受けた。
(付則) 1. この細則は、2002年7月1日 から実施する。

鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第1条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第4条 会員が叙勲、褒章(県民表彰、南日本文化賞授章)等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第5条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥10,000相当のお見舞いをする。

第6条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第7条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥20,000と¥15,000相当のお花、死亡広告(ただし、ご遺族の了解を得た場合)
2. 夫 人 ¥20,000と¥15,000相当のお花
3. 父母又は子女 ¥10,000と¥15,000相当のお花

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第8条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第9条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第10条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第11条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

平成15年7月9日改正

鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

(基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

(基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

(奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターフェクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び校長が特に必要とする者である生徒とする。但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

(奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

(奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インターフェクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

(その他)

第7条 其の他必要な事項は理事会に於て決定する。

(附 則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

充填及び未充填職業分類表

2006年7月

番号	関連分類	番号	関連分類
1	農機具工業	31	園芸
2	農芸	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷暖房業	33	施設及び病院
4	畜産業	34	保険業
5	団体	35	鉄鋼業
6	自動車工業	36	宝石・貴金属
7	酒精飲料	37	洗濯及び法
8	清涼飲料	38	皮革工
9	放送	39	機械及び装
10	建築材	40	動物性食
11	ビジネスサービス	41	医療器具及び機
12	化学生工業	42	医薬剤
13	被服工業	43	金屬工
14	通信事業	44	鉱油工
15	菓子	45	楽器用
16	建設業	46	事務用
17	綿業	47	光学製
18	衣料及び雑貨	48	塗料及び装
19	教育	49	紙工
20	電気及び電子工業	50	写真
21	金融	51	理療
22	芸術	52	印刷及び出
23	消防及び防火	53	宣傳
24	漁業	54	不動産
25	食品工業	55	リクリエーション
26	植物性食	56	冷凍
27	家具及び備品	57	宗ム
28	ガス工業	58	工
29	ガラス工業	59	
30	金属	60	

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2006年7月



鹿児島西ロータリークラブ

番号	関連分類	番号	関連分類
61	船舶及び航海用具	66	車輛工業
62	絹業	67	上下水道及び灌漑
63	石材工業	68	木材工業
64	倉庫	69	羊毛工業
65	運輸	70	サビス業

関連分類 70種 (内充填36, 未充填34種)

分類 150種 (内充填88種, 未充填62種)

会員総数 91名

内訳 正会員 91名

(名譽会員) 2名

会員名	元職業分類	勤務先
鮫島志芽太	單科大学	鹿児島国際大学
池田廣	放射線科医	放射線科池田診療所

職業分類表

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
1	農機工具業					
2	農芸					
3	冷暖房空調機器	冷暖房配布機玉利賢介	(株)ナンセン			
4	畜産業					
5	団体	社会教育育成生活協同組合	小林陸生	鹿児島大学生活協同組合		
6	自動車工業	自動車修理自動車部品製造販売国産車販売壳フォーリット販売自動車販売	佐伯潤寿坂口憲晃	郎治一晃	水瀬産業(株)九州TCM㈱南九州事業部(株)マナセ鹿児島支店	
7	酒精飲料	酒類配布				
8	清涼飲料					
9	放送	民間放送	桐明桂一郎	(株)鹿児島放送		
10	建築材料	セメント配布産業機械配布	町田江夏	猛洋	(株)垂水生コン(株)ニットク	
11	ビジネスサービス	公認会計士税理士	士德森留永忠茂	敬樹	徳留・岩元会計事務所	
		社会保険労務士			森永労務管理事務所	

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
12	化学生業	家庭薬配布	村田和雄	(株)ムラタ薬品		
13	被服工業					
14	通信事業	電話事務業 情報サービス	江口清隆	アイ電子工業(株)		
15	菓子	和菓子製造 菓子材料配布	岩田泰英 岩田迫	一介 (名)明石屋菓子店 壽屋製餡所		
16	建設	道路建築 請工事 建築業 港湾建築 建築コンサルタント 建築業者 建設業 技術商社 総合建設	須賀瀧 須賀瀧 正満一 田崎園 諫訪園 木建築 建築訓練業 建築業 建設業 能工店 建工合 建築	己康郎 己康郎 己康郎 坂本建設(株) 坂本建設(株) 太陽熱温水器(株) (株)城山 (株)旭工業(株) 内村建設(株)	隆 馬 戦 馬 内 中川内 基	男 幸二郎 幸宏二 元基 (株)カクイックス
17	綿業		岩元			

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
18	衣料及び雑貨	百衣雜貨 料配配	小林 櫻	勉 典明	(株)山形屋 (株)桜物産	
19	教	外國語教學 等術材育	南海江田 木古大育	徹 卓	IBS外語學院 放送作家	角園 征治
20	電気及び電子工業	高美音木古 中金融·經濟教育	庵前山田脇	英樹一郎 將寛	雄 孝吉 稔	大東流合氣道術琢磨會 (株)育英社 FPドリーム鹿児島 学校法人共立学舎共立幼稚園 鹿児島大学
21	金	商業銀行 外國為替銀行 短期融通	山田晴彬	山澄寛	山田電氣(株)	鹿児島銀行武町支店
22	芸	融券引券 相証券通	竹崎恵	竹 森	一 俊 莫	大和証券鹿児島支店 (株)南日本銀行
23	消防及び防火					

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
24	漁業	水産物配布	竹下洋	(株)竹下清藏商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子製造配布 食料品配布 中華材 料製造配布 中醸漬食 品康配米	高井敏治 山元正明 秀雅 安園畑 藤中田 製製食 品康配米	河内源一郎商店 (株)中園久太郎商店 一治勇 司 (株)サメシマ		
26	植物性食品	青果配布	大山康成	鹿児島青果(株)		
27	家具及び備品					
28	ガラス工業	液化圧縮ガス配布	山之氏秀行	鹿児島酸素(株)		
29	ガラス工業	ガラス配布	小園正人	(株)小園硝子商会		
30	金属物					
31	園芸					
32	木工器具 リゾート及 レーストラン	飲食業 ・ホテル(洋式) ・ホテル(日本式) 料理店(中華) 酒	小山村義夫 太郎 房	(株)鳴鶴 ホテル・レクストン鹿児島 味のすばらや		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
33	施設及び病院	公立病院 私立病院 障害者施設 老人保健施設 社会福祉施設	福田正臣 水樋流一 渡良義博 前田義博	清風病院 社会福祉法人ゆうかり学園 土橋病院 社会福祉法人寿康会特別養護老人ホーム寿康園		
34	保険	火災保険 生命保険 健康保険 交通事故保険 がん保険	上田健 松田忠臣	日本生命保険(相)鹿児島支社 九州保険サービス(株)		
35	鉄鋼業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ				
38	法律	民事弁護士 商事弁護士 公证人証	染川周郎 福竹元紳 下威	染川法律事務所 福元法律事務所 染川法律事務所		
39	皮革工業					
40	機械及び装置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造 肉類配布	玉川哲生	セイカ食品(株)		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
42	医療器具及び機械	医療機械配布	小田代 一 則 高山内科医院	小田代病院 高山内科医院	太原 春 雄	紫原たはら病院
43	医	胃腸科 内歯科 口腔正位 小児歯科 皮膚科 耳鼻咽喉科 産婦人科 整形外科 放射線科 外循環器科 眼科 小児科	高義憲 山皓良 下添田 悅 山濱	山下歯科 中央ビル野添歯科 城西歯科クリニック	川平建次郎 長柄英大 鉢之原仁志 有村信一 鮫島一郎 植村病院 医療法人卓翔会市比野記念病院 有村眼科医院 鮫島小児科医院	医療法人建星会川平クリニック
44	薬剤師					
45	金属工業					
46	鉱油工業	製油配布業 工ネルギー産業	鮎川吉弘	岩崎産業株		
47	楽器用品					

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
48	事務用品	電子複写機配布機	床 次 恵	(有)文具事務機の床次		
49	光学製品					
50	塗料及び装飾品	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印新報データプリントサービス	坂木 貞美 天達	県庁書店 印刷 信郎 株南日本新聞社		
55	宣伝	広告取扱 イベント企画 看板製造	深尾 兼好 原正親	(株)シイツウ 株舞研		
56	不動産	不動産鑑定				
57	観光事業	觀光事業	古木圭介	グローバルユースビューロー		
58	冷凍					
59	宗教	仏教	池口切	觀音	烏帽子山最福寺 松原神社	

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	会員名	勤務先
60	コム工業							
61	船舶及び航海用具							
62	絹業	絹製品製造業 絹製品配布業 生糸						
63	石材工場	墓石販売業						
64	倉庫	倉庫業						
65	運輸	バス事業 タクシー運送 海上陸上輸送	岩男秀彦	マリックスライン(株)				
66	車両工場							
67	上下水道及び灌漑							
68	木材工場							
69	羊毛工場							
70	サーキス	防犯システム業 賃貸マンション業 ビルメンテナンス業 駐車場	日清会社 日大業場	久好真厚 久福中	久毅 介範 川藤 大田	(株)タイムリー (株)芙蓉商事 (株)鹿児島南映商事(株) (有)エムデンテクノパーキング		

氏 名	職 業 分 類	勤 務 先	役 職 名	郵便番号	勤 務 先 住 所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自 宅 住 所	自宅TEL
サメ 島 鮫 シマ ジマ ハタ	名 誉 会 員	鹿児島国際大学 講 師	講 師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052 同左	890-0054 荒田一丁目32-6	254-3700
イケ 池 田 廣 イケ プロジ ヒロシ タカ	名 誉 会 員	放射線科池田診療所 医 師	医 師							257-4526
A 有 馬 戰 勇 アリ モト ノブ オノミ	建 設 設 備	太陽熱温水器 株	代表取締役社長	890-0024	明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	282-7878
アマ 天 本 美 信 アマ テンボウ ミツコ	印 刷	アシア 印 刷 株	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811	玉里団地2-40-22	229-3435
アハ 麻 木 雄 古 アハ マキ ホオカ	武 道	大東流合氣柔術振替会鹿児島県支部 支 部 長						890-0035	田上町5329-1	264-7545
アリ 有 村 仁 志 アリ ユウムラ ニシ	眼 科 医	有村眼科 医院	院 長	892-0827	中町10-5 2・3F	222-7885	226-5523	890-0016	新照院町33-13	224-5634
アユ 鮎 川 吉 弘 アユ ハタケ川 ヨシヒロ	エネルギー産業 岩崎	鰐嶋第一事業本部 副 本 部 長	鰐嶋第一事業本部 副 本 部 長	892-0841	黒園町12-10第3岩崎ビル5F	223-2227	223-2227	899-5652	姶良郡姶良町平松5674-2	0995-65-9244
D 大 福 厚 範 ダイ ブク ハツ ナミ	ビルメンテナنس業	大成ビルサービス 株	常務取締役	892-0845	樋之口町11-22	224-1416	224-1949	892-0875	川上町549番地33	244-5964

会員名簿

2006年7月



鹿児島西ロータリークラブ

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
E 榎田 浩典 エノキ ハロウジン	衣料配布 (有)エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0053 中央町4-3	253-6966	253-6966	890-0053 同左		253-6965		
E 口口 隆清 エクチ タカヒコ	通信事業 アイ電子工業株式会社	代表取締役社長	890-0022 小野町3241-12	281-1101	281-1119	890-0044 常盤町647-9		281-1106		
F 福田 正臣 フクダ マサオミ	公立病院清風病院	顧問	医	890-0066 真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0838 新野町2-12コマツヤ-惟龍町40室	223-2092		
F 深尾 兼好 フカオ カネヨシ	イベント企画株式会社 イベント企画	代表取締役社長	892-0847 西千石町17-30 相互ビル5F	225-2711	225-2715	890-0082 紫原七丁目9-10		257-1748		
F 藤安秀一 フジヤスコウイチ	醸造藤安醸造株式会社	代表取締役社長	891-0131 谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0823 住吉町6-20		224-1069		
F 藤川毅 フジタケシ	ビル清掃株式会社 シンモト	代表取締役社長	892-0823 住吉町1-3	222-3100	222-3104	890-0051 高麗町26-4-503		254-4126		
F 福元伸 フクモトシン	商事弁護士福元法律事務所	所長	892-0828 金生町7-8-6F	225-0100	225-6636	890-0007 伊敷台1丁目37-2		220-8600		
H 横渡良一 ホヨド ヨウイチ	老人保健施設土橋病院	院長	890-0046 西田一丁目16-1	257-5711	257-5712	890-0046 西田一丁目11-1カ-サ土橋201		253-8422		
H 鍋之原大助 ホコノノリタケル	医療法人卓翔会市此野記念病院	理事長	895-1203 薩摩川内市薩摩川内市此野3079	0996-38-1200	0996-38-0715	890-0007 伊敷台1丁目37-3		228-6883		
H 高好久 ホコノミツヨシ	賃貸マンション ヒサタケ	代表取締役社長	892-0837 甲突町28-2	224-6542	222-5473	890-0064 鴨池新町29-4-23		257-3747		
H 清田悦郎 ホシタキヨシロウ	小児歯科医院 ヒトコト	院長	890-0025 原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003 伊敷台2丁目16-23		229-8088		
H 滝崎嶺 ホツヅキヨシ	建築リース中央仮設 ヒトコト	取締役会長	890-0003 伊敷6丁目7-35	229-5900	229-5181	891-1202 西伊敷7丁目20-12		220-3633		
H 原正親 ホラサキマサシ	イベント設営 ヒトコト	代表取締役社長	891-0115 東開町4-94	266-2501	266-2601	891-0142 和田町985-7		262-1124		

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
I 岩元	ハジメ 基	綿製品配布(株)	カクイツクス会	長	891-0131 谷山港二丁目1-2	261-4111	262-0038	892-0846	加治屋町15-15	222-1454
池口	カノ 恵	仏教	烏帽子山最福寺	法主	891-0133 平川町4850-1	261-2333	261-2242	890-0082	紫原二丁目35-13	253-6440
岩男	ヒコ 秀	海上運輸	マリッタスライン(株)	代表取締役会長	892-0836 錦江町1-7	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018
岩田	カズ 泰一	和菓子製造	(名)明石屋菓子店	代表社員	892-0826 金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
池田	カツチロウ 勝一郎	調剤薬局	平和薬局	社長	890-0054 荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
岩切	ヨタカ 豊	神道	宗教法人松原神社	代表役員宮司	892-0833 松原町3-35	222-0433	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
池田千明	アキ 酒	房味のすばらや	店	主	890-0045 武1-23-26	253-7589	256-1061	890-0045	同左	253-7589
K 小山	ヨシ 幸	飲食業	(株)鶴鳴館	代表取締役会長	892-0842 東千石町8-3	223-2241	225-0679	892-0853	城山町3-24	224-0306
小園	マサト 正人	ガラス配布	(株)小園硝子商會	代表取締役会長	891-0123 鈴木町5-20	260-2345	269-4235	892-0871	吉野町9752	247-1787
古木	ケイ 圭介	観光事業	グローバルユースビューロー	専務取締役	892-0842 東千石町2-13 山王ビル2F	222-2175	223-1757	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
江夏	フク 洋	産業機械配布	(株)二ツトク	代表取締役社長	890-0073 宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西3-3-25	257-5018
海江田	タカシ 卓	高等学校		放送作家				890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
川平	ケンジロウ 建次郎	放射線科医	医療法人建星会川平クリニック	理事長	890-0046 西田2-7-16第2エキナビル1F	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
桐明	ケイイチロー 桂一郎	民間放送	(株)鹿児島放送(KKB)	代表取締役社長	890-8571 与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-1101	258-4505
川畑	コウ 宏二	管工事業	(株)代表取締役社長	890-0054 荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0082	紫原六丁目48-10	255-3462	
小林	ハヤシ 勉	百貨店	(株)山形屋	常務取締役	892-8601 金生町3-1	227-6316	227-6318	890-0031	武闘4丁目33-14	282-2450

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
K 久保 良介	商業事会社	鹿児島南営商事(株)	代表取締役	890-0045	武二丁目29-5	251-7868	251-7325	891-0145	錦江台一丁目21-12	261-0154
小林 陸生	生活協同組合	鹿児島大学生活協同組合	専務理事	890-0065	郡元一丁目21-24	255-0310	286-0095	890-0056	下荒田二丁目6-15-105	253-0310
M 水 清治	自動車部品製造	水潤産業(株)	代表取締役社長	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
村田 和雄	家庭用電器配布(株)	森永乳業	代表取締役社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	892-0871	吉野町10864-1	244-4978
森茂樹	社会保険労務士	森永労務管理事務所	所長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311
前田 樹一郎	小・中・高学習塾(株)	育英社	代表取締役社長	890-0055	上荒田町22-3	251-5071	250-2575	890-0054	荒田一丁目50-11	257-3281
松田 忠臣	ガン保険九州保険サービス(株)	代表取締役社長	892-0846	加治屋町1-9	楠本寺第2ビル	222-3551	222-3538	891-0144	下福元町6306-13	262-1193
南徹	外国语教育IBS	外国语学院	代表取締役事長	892-0816	山下町12-12	225-1311	227-2739	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615
町田 猛	コンクリート配布(株)	垂水生コン	代表取締役	891-2127	垂水市下宮町72番地	094-32-0823	094-32-0129	891-2104	垂水市田神2349番地	094-22-0114
森俊ヒデ	普通銀行(株)	南日本銀行	取締役頭取	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	890-0051	高麗町7-18-902	250-7553
前田義博	社会福祉施設	社会福祉法人鷺舎会特別養護老人ホーム鷺舎園	理事長施設長	891-1304	本名町234	294-2510	294-3191	892-0863	西坂元町6-8-102	247-4504
三ノ瀬満康	建築設計計画	みのた設計	代表	890-0031	武岡三丁目7-5	281-4883	282-7680	890-0031	同左	282-5530
松山澄寛	商業銀行支店	鹿児島銀行武町支店	支店長	890-0053	中央町11番地1	256-1121	250-0561	890-0031	武岡一丁目31-7	281-3630
N 野添良隆	口腔外科医	中央ビル野添歯科医院	院長	892-0844	山之口町1-10	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970
長柄英男	循環器科	山村病院	院長	890-0008	伊敷二丁目1-2	220-1730	228-9740	890-0008	伊敷二丁目1-7	220-1730

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
N 中村秀幸	商店建築業	株城	山代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	223-7688	892-0834	同左	223-6703
中園雅治	漬物製造	株中園久太郎商店	店代表取締役社長	891-0122	南栄2-10	268-8171	268-8175	890-0013	城山1-30-17	225-4514
中山晃	自動車販売	株ヤナセ鹿児島支店	支店長	890-0072	新栄町16-6	250-0001	258-1486	891-0141	谷山中央四丁目4936 シティコア谷山中央405	210-0670
O 小田代憲一	胃腸科	医療法人恵徳会小田代病院	理事長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	253-8140	890-0054	同左	253-8111
大山康成	青果配布	鹿児島青果㈱	専務取締役	891-0115	東開町11-1	267-3111	269-5218	890-0053	中央町32-3	254-3911
大野達郎	新聞発行	株南日本新聞社	監査役	890-8063	与次郎1-9-33	813-5015	813-5016	890-0045	武二丁目43-5	258-4685
S 佐伯壽	自動車修理	ネットヨタ鹿児島㈱	顧問	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0044	常盤町929	258-3423
須田正己	コンクリート建築	須田建設	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	259-1829	890-0034	同左	256-2247
染川周郎	民事弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	同左	250-2233
坂木貞	書籍販売	坂本 庁書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
諫訪園	建築	坂本建設	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
櫻美義明	雑貨配布	桜物産	相談役	890-0053	中央町20-4	226-5320	226-5320	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
鮫島信	小児科医	医療法人・育成会鮫島小児科医院	院長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
角征高治	高等学級	鹿児島高等学校	校長	891-0042	薬師一丁目21-9	255-3211	255-0080	891-0174	綾ヶ丘町37-3	243-6824

S	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
サコ 田 美 介	菓子材料配布	壽屋製餡所	代表取締役	新栄町4-19	890-0072	新栄町4-19	254-1048				254-1048
サカ 坂 口 憲 一	フォーリフ販売	九州TCM株南九州事業部	取締役	宇宿2-4-10	890-0073	宇宿2-4-10	255-7191	251-3641	891-0144	下福元町7063-28	261-9440
サカ 坂 口 辰 郎	イベント設営	(株)花と設営のフタバ	代表取締役	下荒田1丁目43-34	890-0056	下荒田1丁目43-34	251-2828	256-5555	891-0103	皇徳寺4丁目50-6	265-3937
サメ 島 鮫 雄	米配布	(株)サメシマ	代表取締役社長	錦江町11-6	892-0836	錦江町11-6	224-5533	223-3635	890-0045	武二丁目6-1	256-6958
T	トシ 敏 治	砂糖配布	(株)タカハシ	相談役							
太 原 雄 雄	内科医	紫原たはら医院	医師	紫原四丁目27-19	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
玉 川 哲 生	アイスクリーム製造	セイカカ食晶(株)	代表取締役社長	西別府町3200-7	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	281-1226	890-0043	鷹崎一丁目5-4	254-0475
水 流	洋障害者施設	社会福祉法人ゆうかく学園	理事長	岡之原町1005	891-1201	岡之原町1005	243-0335	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
田 中 寛 吉	幼稚園	学校法人共立幼稚園	理事長	春日町6-25	892-0804	春日町6-25	247-1304	247-1393	890-0011	玉里園地一丁目68-5	229-5249
竹 下 威 公	染川法律事務所弁護士	染川法律事務所	弁護士	下荒田二丁目25-15	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9322	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
高 山 義 則	内科医	高山西人証	院長	郡元三丁目1-6	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3352	890-0063	鳴池二丁目17-7	257-1407
竹 下 洋	水産物配布	(株)竹下清蔵商店	代表取締役社長	荒田一丁目31-17	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
玉 利 賢 介	空調機	(株)ナシセン	代表取締役社長	荒田一丁目45-7	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6336	258-6396	890-0054	同左	253-3300
トク 徳 留 敬	税理士	税理士法人徳留・岩元会計事務所	会長	東開町3-170	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹崎2丁目5-5	257-3884
田 煙 勇	食品製造	ケービー食品(株)	代表取締役社長	西別府町2941-28	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
トコ 床 次	電子複写機販売	(有)文具事務機の床次	代表取締役	西伊敷3丁目13-2	890-0002	西伊敷3丁目13-2	228-8408	229-9111	890-0002	同左	229-2340
タケ 竹 喬 恵	証券引受	大和証券株児島支店	支店長	金生町6-9	892-0821	金生町6-9	223-5141	224-5234	892-0841	照國町11-24スターバル303	

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
T 田中 雄輝	駐車場 (有)ムテンテクノパーキング	代表取締役	891-1204 花野光ヶ丘一丁目23-12	238-9538	228-0359	891-1204 同左				228-0310
U 内村 二郎	総合建築内村建設(株)	代表取締役社長	892-0818 上本町2-12中央町11-	223-1478	892-0852	下竜尾町2-2				227-2221
U 上田 健生	生命保険日本生命保険(相)施設見島支社	支社長	890-0053 5 南田日生ビル4F	255-1101	255-1107	890-0053 中央町28-1 GREEN LIFE ジンガイ中央ビル502号				255-8478
W 脇村 太夫	ホテル(洋式)ホテル・レクストン鹿児島常務取締役	892-0844 山之口町4-20	239-0600	239-0601	891-0144 下福元町6290-36					262-5232
W 脇田 稔	大学鹿児島大學監事	890-0065 郡元一丁目21-24	285-3781		892-0871 吉野町1945-1					294-5321
Y 山下 皓三	歯科医院	長	890-0053 中央町5-41	253-6943	253-6951	890-0053 中央町5-41 第8-9アマゾン508号				256-0390
Y 山元 正明	種子麹製造販布河内源一郎商店(株)	代表取締役会長	892-0802 清水町13-27	247-2253	248-2440	892-0802 清水町13-3				247-4691
Y 山田 晴彬	電気山田	氣	890-0052 上之園町25-30	251-0695	251-0770	890-0052 上之園町25-30 山田電気ビル501号				252-2455
Y 山元 将孝	F Pドリーム鹿児島塾	長	890-0046 西田1-15-6 銀屋ビル2F	250-9114	229-6384	890-0004 下伊敷3-72-5				229-6384
Y 山之氏 秀行	液化瓦斯ガス配布鹿児島酸素(株)	代表取締役社長	891-0122 南洋三丁目26	260-4102	269-4413	890-0052 上之園町33-20				255-2335